

マイナンバー制度導入に係る準備状況について

マイナンバー制度については、平成 27 年 10 月の個人番号の指定及び平成 28 年 1 月の番号利用開始に向け、庁内会議体として「社会保障・税番号制度導入連絡会議」を設置し、①業務運用、②情報システム整備、③個人情報保護制度等の見直しの 3 項目に関する部会を中心に作業を進めています。

1 マイナンバー制度導入に向けた作業

(1) 基盤システムの整備等

遅滞なく作業を進めており、マイナンバーの利用開始に支障は生じない見込み。

(2) 特定個人情報保護評価

評価対象は 27 事務(うちパブリックコメント・第三者点検が必要なものは 10 事務) 4 事務について評価が完了しており、他の 23 事務も遅滞なく進んでいる。

(3) 制度活用業務

- ・証明書のコンビニ交付[平成 28 年 1 月(予定)]
- ・マイナポータルの利活用[平成 29 年 7 月(予定)]

(4) 広報

- ・ホームページ開設[平成 27 年 2 月]
- ・市政だより特集記事[平成 27 年 8 月]
- ・出前講座[要望に応じて随時]

2 課題

(1) セキュリティ強化への対応

サイバー攻撃が巧妙化・複合化している現状を踏まえ、国においてセキュリティの更なる強化を検討していることから、本市においてもセキュリティの再点検を実施するとともに、国の動向を注視しながら対応していく必要がある。

(2) 制度の利活用

制度導入に当たっては遺漏ない対応を優先してきたが、制度趣旨に鑑み、市民の利便性向上や、行政の効率化に資する利活用策を検討し、実現に向けた取り組みを推し進める必要がある。